共同参画

11

November 2026

"Kyodo-sankaku"
Number 205
Japan Cabinet Office

男女がともに活躍できる社会へ

内閣府
男女共同
参画局



特集

女性に対する暴力をなくす運動

「女性に対する暴力」はどこまで見えているか



小西　聖子
KONISHI Takako

暴力に関する専門調査会会長
武蔵野大学学長

５年前にも、この「共同参画に寄せて」を書かせてもらった。暴力の被害者の苦痛を知識として知っていても、実際の被害者の苦痛はわかりにくい、もしかしたら被害者はあなたの隣にいて、でも沈黙しているかもしれないということを書いた。

それからの５年で、性暴力や、DVに対する社会の目はずいぶん変わった。不同意性交等罪への改正は、性的行為における同意の重要性を、社会により強く意識させるものとなった。何より、性暴力が社会に多様に存在していることを知る人が多くなった。DVには身体的暴力だけでなく、心理的虐待や経済的な支配も含まれることが、世の中に知られてきた。こどもに対する被害については、より積極的な介入が必要だという認識も広がってきている。

まだ十分とはいえないにしても、この変化は確かなもので、多くの人の努力により達成されたことである。しかし一方、実際の臨床現場では、私は相変わらず、自分が被害者であることや、今の苦しさが暴力被害と結びついていることを自覚できない人を見ることは少なくない。周りの人、友人も支援者も弁護士も、口をそろえて、DVだと言っているのに、本人だけは「私がおかしいからじゃないだろうか」「自分がダメなせいなのではないか」と首をかしげている人がいるのである。そこから抜け出して自分は被害を受けたのだ、と思えるまでに、心理的カウンセリングなどを続けても1年以上かかることもある。

繰り返しの暴力被害がもたらすこのような精神的影響については、いろいろ説明されもするのであるが、たぶん目の当たりにしないと、その深刻さは実感できないだろう。逃れられない場所で、何度も繰り返し非難され、同意しない限り何時間もそれが続くような状況。そこで自分の考えを修正してくれる人も物もないのなら、人がまずその状況で生き延びようとするのは当然である。だから治療では、『正しい認識』を一番に教えるのではない。まず、暴力の責任を自分に帰属させてしまうことも、その状況を生き延びる中で起こりうる反応であることを理解し、その人がそうやって逆境を生き延びてきたことを認めるところから始める。人間はそうやって逆境を生き延びる仕組みを持っているのである。

社会が「女性に対する暴力」を暴力として見つけられるようになることは、大きな前進である。しかし、被害を受けた本人が自分の経験を暴力として理解できるようになること、そして周囲がその人の苦しみを理解することは、また別の課題である。暴力被害を見えるようにすることの難しさを改めて思う。

"Kyodo-sankaku"

共同参画

11

November 2026
Number 205

目　次
Contents



Special Feature

特集1 Page.2
女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）
その不安を話すだけでもいいんです。

Topics

トピックス1 Page.5
こども性暴力防止法の施行に向けて

トピックス2 Page.7
「令和８年熊本地震」における女性の視点からの災害対応

Series

連　載 Page.9
「輝く女性の活躍を加速するリーダーの会」参加者の取組

連　載 Page.12
JGEPA（ジーパ）の窓

連　載 Page.13
ひとつ「働き方」を変えてみよう！　カエル！　ジャパン

News & Information

ニュース&インフォメーション Page.10
男女共同参画・女性活躍に関する日韓の中核的機関による協力覚書の締結
ほか

Special Feature 1

女性に対する暴力をなくす運動（11月12日~25日）
その不安を話すだけでもいいんです。

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

毎年11月12日~25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。
今年は、「その不安を話すだけでもいいんです。」をキャッチコピーとし、性犯罪・性暴力やDV等の暴力の被害者や関係者が相談窓口等の必要な情報を入手し、ためらうことなく相談できるようにすることを目指します。
運動期間における政府の取組をご紹介します。

「女性に対する暴力をなくす運動」とは

性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力（以下「DV」という。）、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力は、個人の尊厳を踏みにじり、安全で安心な暮らしを妨げる要因であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

政府は、これらの暴力の予防と根絶に向けて、地方公共団体や民間団体との連携・協力の下、毎年11月12日から25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃の国際デー」）までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」として（平成13年男女共同参画推進本部決定）、様々な活動を実施しています。

内閣府では、毎年、ポスターやリーフレット、動画等の啓発物を作成し、国の関係機関や地方公共団体、全国の図書館等に配布しています。また、SNSでの情報発信や、鉄道駅構内でのポスター掲示など、広く周知しています。

「その不安を話すだけでもいいんです。」

今年度のポスターは、「その不安を話すだけでもいいんです。」をキャッチコピーとし、性犯罪・性暴力、DV等の被害に遭っていながらその自覚がない方や、自覚があっても相談できずにいる方が抱えがちな「もやもやとした不安な気持ち」を散りばめ、このような不安を感じた段階からでも相談窓口に話してよい、話すだけでもよいというメッセージを伝えます。

<もやもやとした不安な気持ち>

- 「いつもビクビクしている。
 殴られたわけじゃないのに。」
- 「逃げたいけど我慢する。こどものために。」
- 「被害を受けたことを思い出したくない。
 でもこのままは悔しい。」
- 「嫌だったけど、断れなかった。」
- 「家族の問題だから周りに心配かけたくない。」等



令和8年度のポスター

DVなのか、性暴力なのか、分からなくても。

内閣府が令和５年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」では、DV被害者の44.2%、不同意性交等の被害者の55.7%はどこにも相談していないことが明らかになっています（図1・図2）。

相談しなかった理由を聞いたところ、DV被害では「相談するほどのことではないと思ったから」が52.5%と最も多く、次いで「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」（28.9%）、「自分にも悪いところがあると思ったから」（28.9%）となっています。また、不同意性交等の被害者では「恥ずかしくてだれにも言えなかった」が45.7%と最も多く、次いで「相談してもむだだと思ったから」（31.5%）、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」（28.3%）となっています。被害に遭った方が相談窓口の存在を認知していない場合もありますが、相談窓口を知ったとしても、相談をためらう心情等により、相談に至らないことも考えられます。

今年の啓発物では、「DVなのか、性暴力なのか、分からなくても、不安な気持ちを抱えたら、相談窓口に話してみませんか？　話すだけって、だけ、じゃないから。すべて話さなくてもいい。決断を急がなくてもいい。その先のことは、話してから考えても大丈夫です。」と伝え、被害に遭った方の相談しようとする気持ちをそっと後押しします。

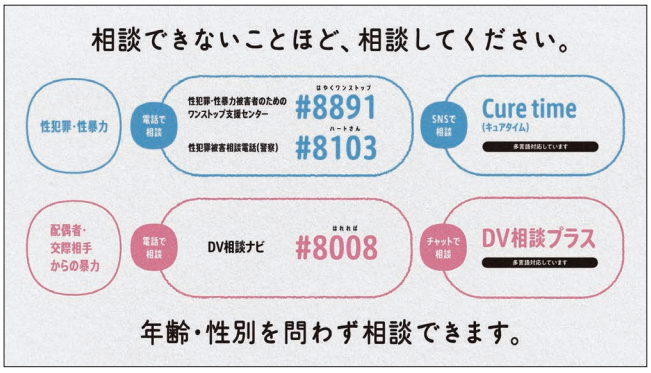


図1　配偶者からの暴力の相談経験

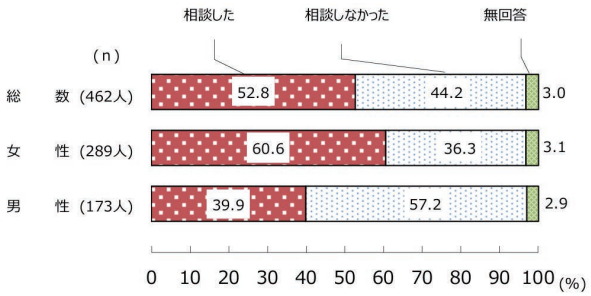
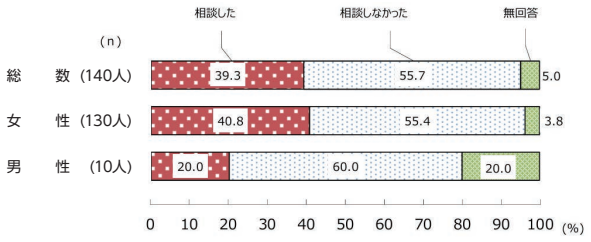


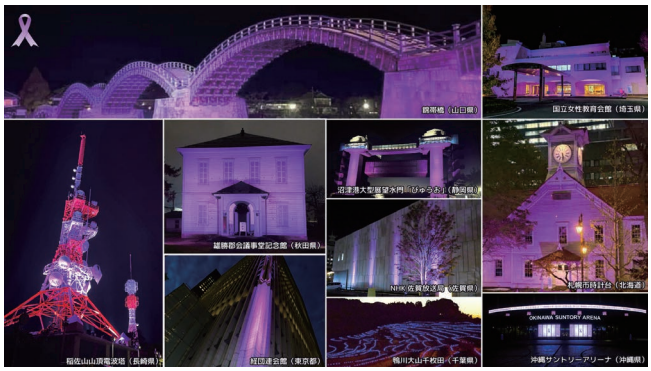
図2　不同意性交等の被害の相談経験



「男女間における暴力に関する調査」（令和５年度実施）

全国でパープル・ライトアップを実施

運動期間中は、全国のタワーやランドマーク等を紫色にライトアップする「パープル・ライトアップ」を実施します。この「パープル・ライトアップ」には、性犯罪・性暴力やDV等の暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して「ひとりで悩まず、まずは相談してください。」というメッセージが込められています。



令和７年度のパープル・ライトアップの様子

ライトアップの実施登録をした施設一覧は男女共同参画局のウェブサイトに掲載していますので、ぜひお近くの施設を探してみてください。

参加する・広める様々な方法

運動期間中には、地方公共団体等による展示やイベント等も実施されますので、ぜひご参加ください。また、暴力根絶のシンボルマークであるパープルリボンの着用を呼びかけています。



パープルリボン・バッジ



バッジ着用時の様子

男女共同参画局のウェブサイトでは、ポスター、リーフレット、パンフレットのほか、啓発動画（２本）、ウェブ用バナー、パープルリボン画像等のデータをご用意しています。本ページで一部をご紹介していますので、ぜひご活用ください。

また、地方公共団体等のSNSアカウントにおいて、「＃女性に対する暴力をなくす運動」「＃パープルライトアップ」のハッシュタグをつけて関連情報を投稿していただくよう呼びかけています。「パープル・ライトアップ」や展示を見かけたり、イベントに足を運んだりした際は、ハッシュタグをつけて投稿し、運動を広めていただければ幸いです。

令和８年度「女性に対する暴力をなくす運動」
ポスター・リーフレット等、啓発物についてはこちら

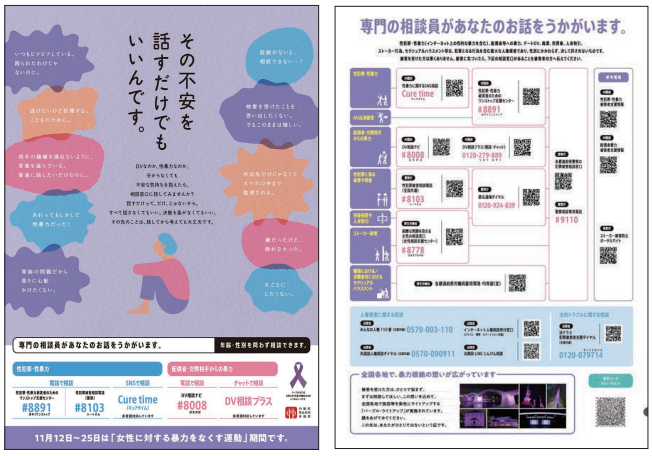
URL https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/index.html

啓発物のご紹介

●ポスター、リーフレット、バナー

ポスター（B1）はPDF及びJPG、リーフレット（A4裏表）はPDFデータで提供しています。リーフレットの裏面には相談窓口の一覧を掲載しています。また、バナーは正方形と横長の２種類をJPGデータで提供しています。

それぞれ、男女共同参画局のウェブサイトからダウンロードして、ご利用ください。



ポスター及びリーフレット表面（左）、リーフレット裏面（右）

●啓発動画（２本）

15秒、30秒の動画２本を男女共同参画局のYouTubeに掲載しています。ぜひ、活用ください。



DVの相談先、知っていますか？（30秒）

令和８年度「女性に対する暴力をなくす運動」
啓発動画

URL https://youtube.com/playlist?list=PLZ7no_V3lUfA&si=erup75tTDsFsPjY0

こども性暴力防止法の施行に向けて

教育･保育等の現場におけるこどもに対する性暴力を防止することを目的として、「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号））」（以下「法」といいます。）が令和６年６月に成立し、本年12月25日から施行されます。
本稿では、制度の概要や対象事業者に求められる性暴力を防止するための措置等について、御紹介します。

こども家庭庁支援局参事官（こども性暴力防止担当）付

制度の概要①：対象従事者

対象となるのは以下の２つの事業者です。

(1)　学校設置者等：法においてこどもへの性暴力を防止するための各種措置を義務付けられている、学校・児童福祉施設等の施設・事業を運営している事業者

(2)　民間教育保育等事業者：こども家庭庁の認定を受けて本制度の対象となることができる事業者（例：認可外保育所、放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ等）

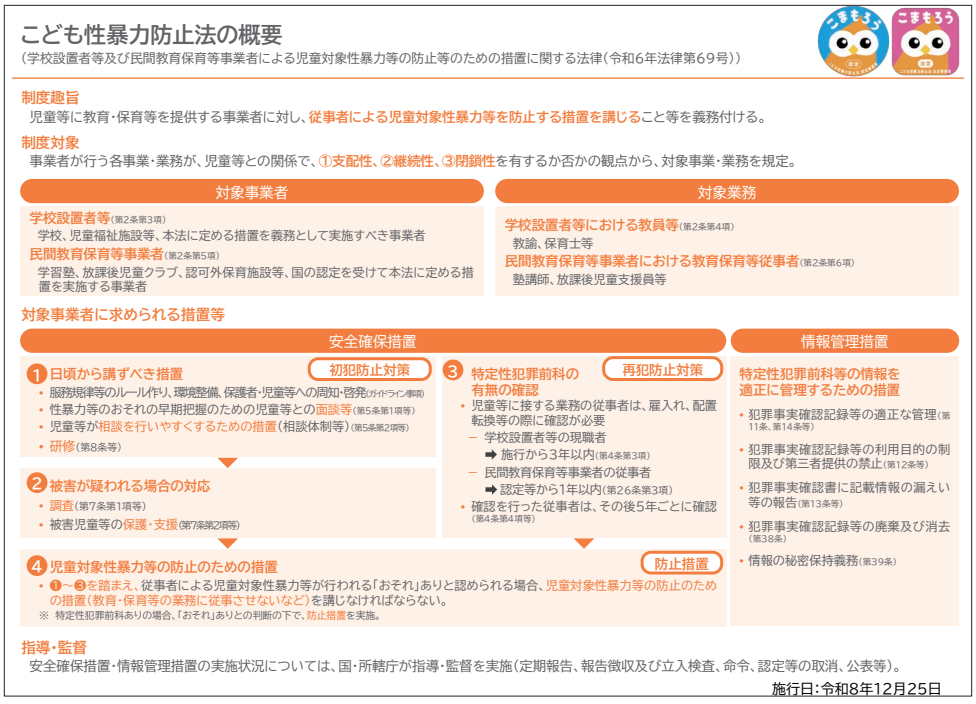
制度の概要②：性暴力を防止するための措置

学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者（以下「対象事業者」といいます。）は、法に基づき、「安全確保措置」として、以下の２つの取組を行うことになります。

1つ目は「犯罪事実確認」です。事業者は、こどもと接する業務に就く従事者について、こども家庭庁から交付される「犯罪事実確認書」により、性犯罪前科の有無を確認することが義務付けられています。

２つ目は初犯対策を含む、日ごろからの性暴力を防ぐための取組と、性暴力事案発生時の適切な対応です。具体的には、事業者内の服務規律等のルール作り、性暴力のおそれを早期把握するための面談等、相談体制の整備、従事者の研修受講、事案発生時の関係機関との連携した調査、被害を受けたこどもの保護や支援等となります。

性犯罪前科がある場合や、調査等の結果、性暴力が行われたと合理的に判断される場合等、性暴力のおそれがあると認められる際は、防止措置として、その従事者をこどもと接する業務には従事させることはできません。



こども性暴力防止法の概要（こども家庭庁「こども性暴力防止法について(概要)」P5）

安全確保措置の詳細：早期発見の重要性と相談窓口の設置・周知

性暴力は、こどもから被害を訴えることが難しいケースが多く、早期発見のためには、こどもの発するサインを理解し、日常的な観察、会話などから、こどもの変化に気付くことが重要です。あわせて、定期的な面談・アンケートの実施や、相談窓口の設置・周知などにより、こどもが被害を訴えやすい仕組みを整えることが必要です。

このため、こども性暴力防止法では、性暴力の早期発見のために次の取組が義務付けられています。

- こどもに対する日常的な観察
- 面談又はアンケート
- 報告・対応ルールの策定
- 相談窓口の設置・周知

このうち、「相談窓口の設置・周知」については、被害にあったこどもやその保護者などが、できるだけ早く相談できるよう、複数の相談ルートを設定することが重要です。

このため、こども性暴力防止法では、事業者の中で、相談員の選任や相談窓口の設置を行い、それを周知することに加え、こどもにとって、面識がない相談相手の方が話しやすい場合もあることから、「事業者外の相談窓口」を周知することも、事業者に義務付けられています。

公的機関などが設置する主な相談窓口

状況	相談窓口	管轄	窓口概要・連絡先など
どこに相談していいか分からないか、困っていることがあるとき	24時間子供 SOSダイヤル	文部科学省	こども、その保護者を対象に、いじめやその他のこどものSOSの相談を受け付ける。原則として、電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関につなげる。 【相談時間】24時間365日 【相談手段】電話 【連絡先】0120-0-78310（通話料無料） 【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm
	こどもの人権110番、LINEじんけん相談など	法務省	こども、こどもに関する悩みをもつ大人を対象に、いじめ、体罰、不登校、虐待などの相談を受け付ける。最寄りの法務局などにおいて、法務局職員または人権擁護委員が相談対応する。 【相談時間】平日 8:30～17:15 【相談手段】電話、メール、LINE 【連絡先】0120-007-110（通話料無料）、法務省ホームページ、LINE 【URL】https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html
	こどもの人権SOS ミニレター	法務省	こども（主に小学生、中学生）を対象に、毎年5月～7月の間に学校で配布。相談したいことを記入し、投函すると、最寄りの法務局に届く。人権擁護委員・法務局職員が希望する連絡方法（手紙・電話）で返信を行う。 【相談手段】郵送（切手不要） 【URL】https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html
	親子のための相談 LINE	こども家庭庁	子育てや親子関係について悩んだときに、こども（18 歳未満）とその保護者の方などが相談できる窓口。児童相談所などにおいて、専門の相談員が相談対応する。 【相談時間】各地方公共団体の相談受付時間による 【相談手段】LINE 【URL】https://kodomoshien.cfa.go.jp/no-gyakutai/oyako-line/
	こども家庭センター	こども家庭庁	こどもや保護者・妊婦などからの子育てや妊娠・出産などに関する相談に応じ、助言等に応じ、必要なサービスの紹介や利用の支援、適切な支援先につなぐなどの支援を行っている。 【相談手段】お住まいの市区町村のホームページなどを参照
	児童相談所	こども家庭庁	こどもに関する家庭その他からの相談に対し、こどもが有する問題やこどもの置かれた環境の状況などに応じて、必要な支援を実施。電話は住んでいる地域の児童相談所につながる。 【連絡手段】電話 【連絡先】児童相談所相談専用ダイヤル：0120-189-783（いちはやく・おとやみを）（通話料無料）
性暴力か分からないが、相談したい	Curetime	内閣府	性暴力の悩みを専門相談員に相談できる。イヤだったこと、困っていることなど、何でも相談できる。 【相談時間】毎日 17 時～21 時 【相談手段】チャット（日本語、外国語（英語、タガログ語、タイ語、スペイン語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ネパール語、ベトナム語、インドネシア語））、メール（日本語） 【連絡先】https://curetime.jp/
性暴力の疑いがある/性暴力が起きた	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	内閣府	被害直後から医療的支援、法的支援、心理的支援などの総合的な支援を可能な限り一カ所で提供する相談窓口。電話は最寄りのワンストップ支援センターにつながる。 【相談手段】電話、（一部のみ）メール、SNS 【連絡先】#8891（はやくワンストップ）（通話料無料） 【URL】 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html
	犯罪被害者などの早期援助団体	警察庁	犯罪被害などを早期に軽減するとともに、犯罪被害者などが再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、都道府県公安委員会から指定を受けた民間犯罪被害支援団体につながる。 【相談手段】電話（一部メール・問い合わせフォーム有り） 【連絡先】 https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/dantai/shien_top.html
	性犯罪被害相談電話	警察庁	各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口。発信地域を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながる。 【連絡手段】電話 【連絡先】#8103（ハートさん）（通話料無料） ※緊急時は 110 番通報

※ 地方公共団体において、こどもを対象にした、悩みに関する相談窓口が設置されている場合には、それも周知対象となり得る。
※ 保育所などの場合、所管行政庁が設置する連絡に関する相談窓口も周知対象となる。
※ 障害児の場合には、地方公共団体の障害者福祉課など自立支援協議会も相談窓口となり得る。
※ 外部相談窓口によっては、こどもからの相談により得た情報を対象事業者に提供することを想定していない場合がある。

公的機関などが設置する主な相談窓口
（こども家庭庁「こども性暴力防止法の解説資料」P67）

「事業者外の相談窓口」については、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」などの公的機関等が設置する相談窓口を周知することが考えられます。特に、こうした相談窓口での対応に従事される方におかれては、こども性暴力防止法の趣旨や制度概要についてご理解の上、性暴力の早期発見や、被害にあったこどもへの必要な支援につなげていただきたいと思います。

おわりに

こどもへの性暴力は、こどもの権利を著しく侵害し、生涯にわたり心身の発達に深刻な影響を与えるものであり、絶対に許してはなりません。

こどもへの性暴力を防止するためには、保護者やこどもに接する現場で働く方々が、こどもの安全に関心を持ち、協力することが不可欠であり、この法の施行はそのような社会の実現に向けた大きな契機となります。

また、性暴力防止の取組を進めることは、従事者がどのようにこどもと関わるべきかを明確化し、安心して、誇りをもって働ける環境づくりにもつながります。

「こどもをまもろう　みんなでまもろう」というコンセプトの下、社会全体でこどもを性暴力から守るための取組を進めて行きたいと考えています。

本稿の記載内容はごく一部であり、詳細はこども家庭庁のウェブサイトを参照ください。

ウェブサイトには研修動画や解説資料等も作成・掲載しており、準備に当たって迷うことがあれば、掲載の問合せフォームを活用いただければ幸いです。

こども家庭庁　こども性暴力防止法

URL https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

こども性暴力防止法の解説資料・動画はコチラ

URL https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/jigyousya

「令和8年熊本地震」における女性の視点からの災害対応

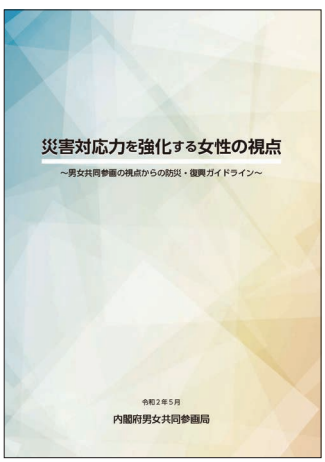
令和８年７月28日午後4時27分に熊本県を震源として発生したマグニチュード7.1（暫定値）、最大震度７の地震によりお亡くなりになった方々に心から哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての方々に心からお見舞い申し上げます。

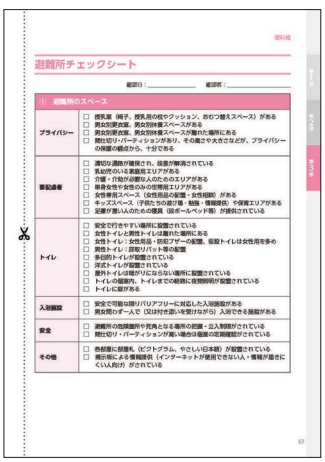
本号では、令和８年熊本地震における、内閣府男女共同参画局の取組について御報告いたします。

内閣府男女共同参画局参事官（地域政策担当）付

1．発災直後の初動対応

内閣府男女共同参画局では、地震発生直後の７月28日に、被災自治体に対し、女性の視点に立った避難所の開設･運営、環境整備に必要な取組事項、性暴力・DVの防止や対策などをまとめた「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災･復興ガイドライン～」、「避難所チェックシート」の活用について、依頼をいたしました。30日には、被災自治体に応援職員を派遣している被災地以外の自治体に対しても、同様の依頼を行いました。31日からは約1か月程度、内閣府男女共同参画局の職員を現地災害対策本部に派遣しました。派遣職員は、内閣府男女共同参画局が作成した「ガイドライン」及び「避難所チェックシート」を活用して避難所運営を行うよう、自治体や現地入りした女性の視点からの防災に取り組む民間団体、地域防災の有識者等と連携して被災自治体を支援してまいりました。





災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（左）
避難所チェックシート（右）

2．現地での支援活動

前述のとおり内閣府男女共同参画局は７月31日からおよそ１か月間職員を派遣しました。現地派遣職員は、国の現地災害対策本部の一員として、避難所運営における男女共同参画の視点からの取組推進の役割を担い、主に避難所の巡回を行いました。具体的には、「避難所チェックシート」に基づき、女性用品の具体的な配布方法についての助言や、避難所運営者等と連携し、プライバシー確保のための男女別更衣室の設置などを行いました。避難所が拠点化される際には、実際にレイアウト変更をしている現場に赴き、男女共同参画の視点からの避難所レイアウトとなるよう運営責任者と連携・協働しました。

また、熊本市の男女共同参画担当課や男女共同参画センターとともに、熊本市内の避難所を巡回し、性暴力・DV防止啓発ポスターの掲示場所等について具体的な改善策を助言するとともに、女性用品の在庫を確認し、不足している場合にはその場で発注内容に関する助言を行いました。

ほとんどの避難所で性暴力・DV防止啓発ポスターが掲示されていることを確認し、自治体の男女共同参画部局と危機管理部局が連携し運営に当たっていることも確認することができました。

八代市や宇城市、宇土市に対しては派遣職員が直接「避難所チェックシート」を災害対策本部職員に手渡しし、男女共同参画の視点からの避難所開設・運営を行うよう働きかけを行いました。

国の現地災害対策本部長である古川内閣府大臣政務官（防災担当）は、現地災害対策本部の場で、関係機関に対し、「避難所チェックシート」の活用を促すとともに、自ら避難所

にて運営責任者に対し、男女共同参画の視点からの避難所運営を行うよう、「避難所チェックシート」の活用を促しました。





現地災害対策本部や避難所にて避難所チェックシートの活用を促す様子

3．内閣府特命担当大臣の熊本県視察

9月2日には黄川田内閣府特命担当大臣が熊本県を訪問しました。宇土市のecowin宇土アリーナを視察し、宇土市役所職員から避難所運営について話を聞きました。「避難所チェックシート」に基づき、男女共同参画の視点からの避難所運営がなされていることを確認するとともに、こうした取組の重要性を強調されました。また、熊本県の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「ゆあさいどくまもと」と意見交換を行いました。





避難所を視察する様子

4．今般の災害対応を踏まえて

令和８年熊本地震においては、「ガイドライン」や「避難所チェックシート」が発災当初から活用され、男女共同参画の視点からの避難所運営が行われていることを確認することができました。さらに、現地での活動を通じて、平常時からの備えが欠かせないことを改めて痛感いたしました。平常時にできないことは災害時にはなおさらできません。発災後に男女共同参画の視点を取り入れようとしても、混乱の中では十分に対応することは困難です。避難所運営にかかわる可能性がある方々全員が、平常時から災害から受ける影響やニーズの男女の違いを理解し、具体的な対応方法を検討しておくことが重要です。中央防災会議が作成する防災基本計画においては、自治体は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うことや、女性専用の物干し場、女性用品の女性による配布など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとしております。

防災基本計画に基づき、地域防災計画への男女共同参画の視点の反映や、防災会議・自主防災組織への女性の参画を進め、意思決定の場に女性の声が届く体制を整えておくことで、災害時に円滑に男女共同参画の視点からの避難所運営が可能となります。

今回の経験を踏まえ、11月に発足した防災庁と更に緊密に連携し、それぞれの専門性を活かしながら、災害対応のあらゆる段階において女性の視点が確実に反映され、地域の防災力が強化されるよう、政府一体となって取り組んでまいります。

最後に、現地での活動に当たっては、災害対応に御尽力される中、熊本県庁をはじめ、熊本市、宇土市など関係自治体の皆様に派遣職員の受入れをはじめ多大な御協力を賜りました。この場を借りて、心より御礼申し上げます。

災害対応力を強化する女性の視点
～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～
／避難所チェックシート等

URL https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/guideline.html

連載

行動宣言 輝く女性の活躍を加速するリーダーの会

「輝く女性の活躍を加速するリーダーの会」参加者の取組

「輝く女性の活躍を加速するリーダーの会」は、女性活躍の推進にコミットする企業経営者や知事・市町村長等、約340名が参加しています。本連載では、参加されているリーダー2名の取組を紹介します。（氏名五十音順）。

内閣府男女共同参画局総務課

北の大地から、多様性と誇りあふれるまちづくりを

加藤　剛士

名寄市　市長



北海道の北部に位置する名寄市は、豊かな自然と農業を基幹産業とする一方、急激な人口減少という地方共通の大きな課題に直面しています。この荒波を乗り越え、持続可能な地域社会を築くためには、多様な人材の視点を活かしたまちづくりが不可欠です。

現在本市では、次なる未来に向けた「ジェンダー平等プランなよろ（第４次名寄市男女共同参画推進計画）」の策定を進めており、この新たな計画を機に、取組をさらに一段上のステージへと引き上げる構えです。庁内においては、特定事業主行動計画のもとで女性職員のキャリア形成支援や柔軟な働き方の推進を図り、女性管理職割合は令和５年４月の18.6%から令和８年４月には23.5%へと向上し、目標である30%の達成へ向けて歩みを進めています。さらに、各種セミナーの開催や優れた取組を行う市内事業者等の表彰を行い、その好事例を広く発信することで、地域全体へと女性活躍の機運を確実に高めています。

誰もが自分らしく能力を発揮し、多様性と誇りを持って暮らし続けられる持続可能なまちを目指し、名寄市はこれからも一歩一歩、着実に歩みを進めてまいります。



セミナー開催の様子

多様性を力に、未来を拓く

山本　靖則

株式会社島津製作所
代表取締役社長



社是「科学技術で社会に貢献する」に基づき、夢を持ち多くの社会課題に挑戦する企業でありたいと思っています。そのためには、多様な人財が互いに認め合い、力を発揮できる組織が必要です。社会課題が複雑化する中、多様な視点を取り入れることは、課題解決力を高め、新たな価値の創出につながります。

私が大切にしているのは、性別にかかわらず、一人ひとりの意欲と能力に目を向け、挑戦を後押しすることです。公平に成長機会を得られる環境を整えることは簡単ではありませんが、女性活躍推進は、この考えを具体化するための重要な取組の一つです。

当社は開発型企業ですので、技術系の人たちの活躍が成長の原動力です。日本では技術系の女性がまだ少ない点が課題ですが、採用の30%を女性にすること、2030年には女性管理職比率を単体12%・連結15%にすることを目標に、管理職手前での女性研修、女性管理職研修など、育成、登用、活躍支援を一体的に進めています。

今中計ではDEIB経営を掲げました。島津の一員を実感できるBelongingを大切に、一人ひとりの力が組織の力となり、新たな価値を創出するグループを目指すためです。

経営トップとして、多様な人財が活躍できる組織風土を醸成し、未来を拓いてゆきます。



SHIMADZU Women Next Career Design（主任級女性）／Next Career Step（係長級女性）研修の様子

女性リーダーの参加もお待ちしております！

「リーダーの会」へ、是非ご参加（ご紹介）ください！
参加条件など詳しくはこちら。

URL https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/male_leaders/index.html

News & Information

1 内閣府

男女共同参画・女性活躍に関する日韓の中核的機関による協力覚書の締結

令和８年９月１日（火）、黄川田内閣府特命担当大臣（男女共同参画）・女性活躍担当大臣と李駐日大韓民国大使が日韓両国の女性活躍に関する連携について意見交換を行うとともに、男女共同参画・女性活躍に関する日韓両国の中核的機関である独立行政法人男女共同参画機構（JGEPA）と韓国女性政策研究院（KWDI）との間で協力覚書を締結しました。

意見交換の場では、日韓両国の男女共同参画・女性活躍に関する政策を紹介し、今回の協力覚書の締結を機に、JGEPAとKWDIとの間で両機関の研究成果等を共有することで、男女共同参画に関する多角的な知見を深めていくこと、また、日韓両国の男女共同参画社会の実現に向けて、更に連携を強化していくことを確認しました。



意見交換の様子



締結式の様子（左から、李駐日大韓民国大使、金KWDI院長、大槻JGEPA理事長、黄川田内閣府特命担当大臣）

独立行政法人男女共同参画機構（JGEPA）について

URL https://www.jgepa.go.jp/

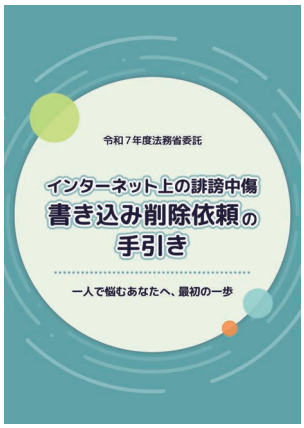
韓国女性政策研究院（KWDI）について

URL https://eng.kwdi.re.kr/

2 法務省

「インターネット上の誹謗中傷書き込み削除依頼の手引き」のご紹介

法務省の人権擁護機関では、インターネット上の誹謗中傷等について相談を受けた場合には、相談者の意向に応じて、プロバイダ等への削除依頼等の具体的方法を助言したり、人権擁護機関において違法性を判断した上で、プロバイダ等に対して削除要請をするなどしています。



今般、ご自身で削除依頼をしたい方向けに、できるだけ専門用語を使わずに解説したデジタルブック「インターネット上の誹謗中傷書き込み削除依頼の手引き」を作成しました。法務省ホームページ上で公開していますので、ぜひご活用ください。

詳細はこちらをご覧ください。

URL https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html#2-1

3 厚生労働省

「職場のハラスメント撲滅月間」について

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施します。



その一環として、12月９日（水）13時から「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。本年は、10月から改正労働施策総合推進法等が施行され、全ての事業主にカスタマーハラスメント防止のための措置が義務付けられたことを踏まえ、①改正法の説明、②専門家による基調講演、③カスタマーハラスメントに取り組んでいる企業によるパネルディスカッションを予定しています。

シンポジウムの詳細についてはこちら

URL https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium/

4

厚生労働省

女性の活躍推進に関する無料コンサルティング支援を行っています



厚生労働省では、特に中小企業の皆様を対象として、女性活躍推進法の改正（令和8年4月施行）に伴い、常用労働者101人以上の企業に情報公表の義務が課された「男女間賃金差異」「女性管理職比率」の算出・分析のほか、一般事業主行動計画の策定、えるぼし認定の取得など、社内の状況に応じ、社会保険労務士等の専門家による無料コンサルティング支援を実施しています。

社内の女性活躍推進のために、まずは相談からお気軽にご活用ください。

詳細・お申込についてはこちらをご覧ください。
令和8年度民間企業における女性活躍促進事業　特設サイト
URL https://joseikatsuyaku.mhlw.go.jp/expert/

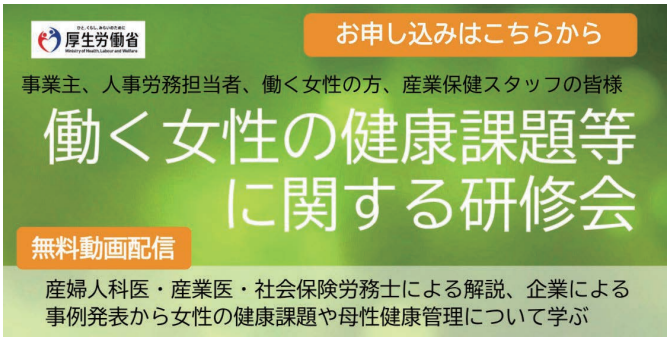
5

厚生労働省

女性の健康課題及び母性健康管理に関するオンデマンド研修を開催します

厚生労働省では、特に企業の人事労務担当者等を対象として、産婦人科医等による女性の健康支援の取組のポイントや妊産婦の症状への措置事項等に関するオンデマンド研修を実施しています。

働く女性の健康支援の情報提供を行う「働く女性の心とからだの応援サイト」より、お気軽にお申し込みください。



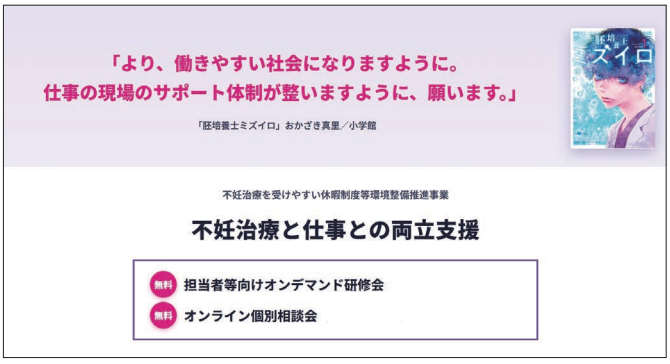
詳細・お申込みについてはこちらをご覧ください。
働く女性の心とからだの応援サイト
URL https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/kenshu2026/

6

厚生労働省

不妊治療と仕事との両立支援に関する研修会及び個別相談会を実施します

厚生労働省では、特に不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象として、不妊治療を受けやすい休暇制度・両立支援制度の紹介等を行うオンデマンド研修会や、社会保険労務士、産業医によるオンラインによる個別相談会を実施します。特設サイトより受付を開始していますので、お気軽にお申し込みください。



詳細・お申込みについてはこちらをご覧ください。
不妊治療を受けやすい休暇制度等環境整備推進事業　特設サイト
URL https://tealhippo65.sakura.ne.jp

独立行政法人男女共同参画機構（JGEPA）

男女共同参画を推進するための ジェンダー統計（2）

ジェンダー統計とは、男女の置かれている現況を客観的に把握するための統計です。今回は「男女共同参画に関する住民意識調査」の意義を整理するとともに、地域における「エビデンスに基づく政策立案（EBPM）」を支援するJGEPAの取組についてご紹介します。

男女共同参画に関する住民意識調査の意義

EBPMの推進が重視されるなか、「エビデンス」となるデータは、「客観的事実（公的統計等）」と「主観的意識（意識調査等）」の２つに大別されます。住民意識調査は、公的統計だけでは捉えきれない住民の本音やニーズ、満足度などを可視化し、地域の実情に即した施策を検討するうえで極めて重要なデータです。「男女共同参画計画」の改定や、実施事業の効果検証において広く活用されています。

自治体が独自の意識調査を行うことには、次のようなメリットがあります。

（1）「見えない壁」の可視化

「家事・育児は女性がすべき」といった地域に根付いている固定的性別役割分担意識の強さを数値化できます。公的統計が示す「男女間の賃金格差」や「女性管理職比率の低さ」などと組み合わせることで、構造的な背景や要因を捉えることにつながります。

（2）生活実感や満足度の把握

育児・介護の負担感、ワーク・ライフ・バランスの満足度、家庭や職場での意思決定への参画度、性別に基づく役割や思い込みを決めつけられた経験などを問うことで、住民一人ひとりの「主観的な幸福度や生きづらさ」や地域特有の実態を多面的に把握できます。

（3）政策ニーズの明確化

「男性の育児休業取得を阻む主な理由」「若者や女性が地域に定着し活躍するために必要な施策」「行政に期待すること」などを問い、住民の生の声や具体的な要望を収集することで、施策の方向性を見定めることができます。また、こうした意識調査は、住民の当事者意識を高めるきっかけにもなります。

JGEPAが目指す新たなジェンダー統計データベース

地域の実情に応じた施策を展開するには、全国一律のデータだけでなく、都道府県や市区町村単位のきめ細やかなデータを揃え、地域ごとに比較できるようにすることが重要です。しかし、各自治体からは、「自地域の詳細なデータが不足している」「他地域と意識調査の項目にばらつきがあるため、比較ができない」といった悩みが寄せられています。

こうした現状を踏まえ、JGEPAでは、既存の統計データのうち、地域別の分析が可能なものを整理・抽出し、地域の現状や課題を可視化できる新たなジェンダー統計データベースの構築に向けた調査研究に着手しました。また、住民意識調査を企画する職員を対象とした勉強会等も開催しています。JGEPAは、公的統計の地域別集計や意識調査データの比較・共有を可能にする基盤整備を進め、各地域における男女共同参画の取組を支援してまいります。



女性と男性に関する統計データベース

JGEPAでは、既に「女性と男性に関する統計データベース」を公開しています。今後は、こうした既存の統計データベースを発展させ、地域別の状況をより分かりやすく把握・比較できる新たなデータベースの構築を目指します。

女性と男性に関する統計データベースは、こちらをご覧ください。

URL https://winet.nwec.go.jp/toukei/

連 載

「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けて、仕事のやり方を何かひとつ、今日から変えてみませんか？



Pick Up 「カエル！ジャパン通信」メルマガ

毎月最後の平日にワーク・ライフ・バランス メールマガジン「**カエル！ジャパン通信**」を配信しています。

メルマガ登録＆バックナンバーはこちら☞
https://wwwa.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/index.html

令和８年９月30日配信号

隔月で有識者コラム、全国の企業・自治体の取組事例をご紹介しています。

▽本号では取組事例をご紹介します。

「採用だけに頼らない、人を活かす会社づくり」

【企業】　株式会社水清建設（岩手県盛岡市）

Point ！

■ 社員の成長が会社の未来をつくる
　一人ひとりの挑戦を後押しする人材育成と技術継承の仕組みとは

■ 対話から生まれる働きやすい職場
　社員の声を制度や環境づくりに反映する継続的な取組

編集後記では、取組事例に関連したお役立ち情報も配信しています。
今号では、厚生労働省の取組をご紹介します。

◇厚生労働省では、人材の確保・定着を目的に人事評価制度や、健康づくり制度などの雇用管理制度を導入し、離職率低下の目標等を達成した企業に、助成金を支給しています。
詳細は、下記のページでご確認いただけます。

■厚生労働省「人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199292_00005.html

「仕事と生活の調和」推進サイトでは、様々な情報を発信しています。ぜひご覧ください。
▶「仕事と生活の調和」推進サイト
～ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて～
URL https://wwwa.cao.go.jp/wlb/index.html



内閣府男女共同参画局公式YouTube
https://www.youtube.com/channel/UCeJ_mPdtAojnTFXbuDnbjfQ

男女共同参画局 Facebook
https://www.facebook.com/danjokyodosankaku

男女共同参画局X
https://x.com/danjokyoku

公式ホームページ
内閣府男女共同参画局
Gender Equality Bureau Cabinet Office
https://www.gender.go.jp/

Kyodo-Sankaku

月刊総合情報誌
「共同参画」11月号

第205号　2026年11月10日発行
編集・発行　内閣府
〒100-8914
東京都千代田区
永田町1-6-1
内閣府男女共同参画局
総務課
電　話　03-5253-2111（代）
印　刷　株式会社丸井工文社
表紙デザイン　株式会社商業デザインセンター
柳田まち

その不安を話すだけでもいいんです。

いつもビクビクしている。
殴られたわけじゃ
ないのに。

逃げたいけど我慢する。
こどものために。

相手の機嫌を損ねないように、
言葉を選んでいる。
普通に話したいだけなのに。

あれってもしかして
性暴力だった?

家族の問題だから
周りに心配
かけたくない。

証拠がないと、
相談できない…?

被害を受けたことを
思い出したくない。
でもこのままは悔しい。

外出先だけじゃなくて
スマホの中まで
監視される。

嫌だったけど、
断れなかった。

大ごとに
したくない。

DVなのか、性暴力なのか、
分からなくても
不安な気持ちを抱えたら、
相談窓口に話してみませんか?
話すだけって、だけ、じゃないから。
すべて話さなくてもいい。決断を急がなくてもいい。
その先のことは、話してから考えても大丈夫です。



専門の相談員があなたのお話をうかがいます。

年齢・性別を問わず相談できます。

性犯罪・性暴力

電話で相談

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター
#8891
はやくワンストップ

性犯罪被害相談電話
(警察)
#8103
ハートさん

SNSで相談

Cure time
(キュアタイム)
多言語対応しています

配偶者・交際相手からの暴力

電話で相談

DV相談ナビ
#8008
はれれば

チャットで相談

DV相談プラス
多言語対応しています

パープルリボンは
女性に対する暴力根絶のための
シンボルマークです。

内閣府
男女共同
参画局

11月12日~25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。